

和歌山市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市の区域内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金（和歌山県が、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領（令和元年6月5日制定。以下「県実施要領」という。）に従い実施する起業支援事業に係る支援金をいう。以下同じ。）の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）、県実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までの要件のいずれかに該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、第6号の要件を満たす場合に限る。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるアからウまでに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。この場合において、東京23区に通勤していた期間については「移住直前」とあるのは「移住前3か月以内」に読み替えることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年7月1日以後に移住したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本国籍を有していること又は日本国籍を有しない者であって永住者、日本人の配偶

- 者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- ア 一般就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が和歌山県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、和歌山県が和歌山県マッチング支援事業における県就活支援サイト（（オ）において「マッチングサイト」という。）に移住支援金の対象として掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 就業先の求人への応募日が、マッチングサイトに（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該法人に新規に雇用されるものであること。
- イ 専門人材に関する要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住し、及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本市認定関係人口に関する要件 本市又は本市の地域の人々と関わりを有する者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すると本市が認めるもの（以下「本市認定関係人口」という。）であること。
- ア 次に掲げる事項のいずれか1つ以上に該当すること。
- (ア) 申請者が本市へ移住した日の属する年度の前年度までに本市に対してふるさと納税をしたことがあること。

(イ) 移住した日の前日までに本市のお試し居住施設（和歌山市お試し居住施設整備費補助金交付要綱（令和2年8月19日制定）第3条の規定により、本市が交付した補助金を利用して整備された同要綱第2条第2号に定めるお試し居住施設をいう。以下同じ。）を利用したことがあること。

(ウ) 移住した日の属する年度の前年度までに本市のワンストップパーソン（移住相談及び地域の一元的情報提供窓口をいう。）を介してオンライン移住相談窓口又は本市役所内で移住相談をしたことがあること。

(エ) 移住した日の属する年度の前年度までに本市が開催し、又は出展した移住フェア・移住相談会に参加し、本市と移住相談をしたことがあること。ただし、平成29年度以降に開催し、又は出展した移住フェア・移住相談会に限る。

イ 申請時の年齢が60歳以下であること。

ウ 移住した日から1年以内に本市内において就業し、起業し、又は移住した日の前日までに個人事業主として事業を持ち、移住した日以後もその事業を継続していること。就業の場合にあつては、次に掲げる事項の全てについて該当すること。

(ア) 官公庁等（独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立し、出資し、又は出捐している主体を含む。）への就業ではないこと。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(エ) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該就業先に新規に雇用されるものであること。

(カ) 当該就業先が雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 当該就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業者でないこと。

(ク) 当該就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(5) 起業に関する要件 移住支援金の申請日以前1年以内に、起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 2人以上の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年7月1日以後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

（移住支援金の額）

第3条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の移住の申請の場合にあつては1,000,000円、単身の移住の申請の場合にあつては600,000円とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、移住支援金交付申請書(別記様式第1号)によるものとする。

2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(別記様式第2号)

(2) 次の表の対象の要件の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

対象			書類
一般就業に関する要件			移住支援事業に係る就業証明書(別記様式第3号)
専門人材に関する要件			移住支援事業に係る就業証明書
テレワークに関する要件			移住支援事業に係る就業証明書(テレワーク用)(別記様式第4号)
本市認定関係人口に関する要件	就業	第2条第4号ア(ア)に該当する場合	移住支援事業に係る就業証明書(本市認定関係人口用)(別記様式第5号) ふるさと納税寄附金受領証明書の写し
		第2条第4号ア(イ)に該当する場合	移住支援事業に係る就業証明書(本市認定関係人口用) 本市お試し居住施設を利用したことを確認できる証明書の写し
		第2条第4号ア(ウ)又は(エ)に該当する場合	移住支援事業に係る就業証明書(本市認定関係人口用)
	起業	第2条第4号ア(ア)に該当する場合	ふるさと納税寄附金受領証明書の写し 開業届の写し
		第2条第4号ア(イ)に該当する場合	本市お試し居住施設を利用したことを確認できる証明書の写し 開業届の写し
		第2条第4号ア(ウ)又は(エ)に該当する場合	開業届の写し
	個人事業主	第2条第4号ア(ア)に該当する場合	ふるさと納税寄附金受領証明書の写し 開業届の写し 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の写し
		第2条第4号ア(イ)に該当する場合	本市お試し居住施設を利用したことを確認できる証明書の写し 開業届の写し 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の写し
		第2条第4号ア(ウ)又は(エ)に該当する場合	開業届の写し

	は（エ）に該当する場合	所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の写し
起業に関する要件		起業支援金の交付の決定を受けていることを確認できる書類

(3) 提示により本人であることを確認することができる書類の写し（日本国籍を有しない者にあつては、第2条第1号ウ（イ）に規定する在留資格を証明するものの写し）

(4) 移住先の住民票の写し（2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあつては申請者を含む世帯員全員分）

(5) 移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類（2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあつては申請者を含む世帯員全員分）

(6) 東京23区外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者として東京23区に通勤していた場合にあつては、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(7) 東京23区外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から法人経営者又は個人事業主として東京23区に通勤していた場合にあつては、移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

(8) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者にあつては、次に掲げる書類

ア 卒業証明書等の写し等の大学等の在学期間及び卒業校を確認できる書類

イ 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援事業に係る交付決定通知書（別記様式第6号）により、当該申請者に通知する。審査の結果により移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合も、その旨を申請者に通知する。

（交付の条件）

第6条 前条に規定する交付決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 虚偽の申請等をしないこと。

(2) 移住支援金の申請日から5年以内に本市から転出しないこと。

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を失わないこと。

(4) 起業に関する要件に該当する者にあつては、起業支援金の交付決定が取り消されないこと。

(5) 移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、報告及び立入調査に応じること。

(6) 第2号から第4号までの条件を充足することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（移住支援金の交付）

第7条 市長は、第5条に規定する交付決定を行った場合は、規則第12条の規定による報告及

び規則第15条の規定による交付請求を省略させるものとする。

- 2 交付決定を行った申請者に対しては、交付決定から3か月以内に移住支援金の交付を行う。
(やむを得ない場合の取扱い)

第8条 規則第16条第1項第3号の規定に該当する場合であっても、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、交付の決定を取り消さないものとする。

(返還の請求)

第9条 規則第17条の規定により返還請求をする場合において、次の各号に定めるときに応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還させることができる。

- (1) 第6条第1号の条件に違反したとき 全額
- (2) 第6条第2号の条件に違反したとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年以上5年未満に本市から転出した場合 半額
- (3) 第6条第3号から第5号までの条件に違反したとき 全額

(定期報告)

第10条 移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の申請日から5年間、毎年4月1日における居住状況等を報告しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。